平成２７年（フ）第２４８０号
富山県富山市布瀬町南２丁目11番地18
破産者　株式会社パートナー・クオリティースタッフ
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０５８号
富山県富山市布瀬町南２丁目11番地18
破産者　株式会社もりいち
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４号
三重県四日市市三ツ谷町16番25号
破産者　株式会社ハウステック三重
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
三重県四日市市三ツ谷町16番25号
破産者　有限会社オフィス・テイク
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２号
滋賀県長浜市西浅井町大浦1364番地の９
破産者　有限会社ダイコー食品
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４５号
滋賀県草津市上笠４丁目31番２号
破産者　有限会社エイアンドエム
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２５号
大津市松本２丁目１番７号
破産者　三ツ矢建設株式会社
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５９号
宮崎市吉村町引土甲633番地１　レオパレスプリマヴェーラ210号
破産者　くすりの柚寿園こと　河野　竜二
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０５号
宮崎市阿波岐原町前浜4276番地1108
破産者　株式会社トリニティーデザイン
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２７年（フ）第３４３号
京都府宇治市宇治字文字11番地の９　メイゾンドミウラ202号
破産者　佐藤　　円
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３７３号
京都市伏見区深草西伊達町88番地35　敬和荘２Ｆ10号
破産者　片岡　直之
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３７４号
京都市左京区一乗寺払殿町12番地２　寺岡ビル
破産者　上坂　茂博
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３７７号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地５棟204号
破産者　植村　萬吉
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３７８号
京都市上京区木屋之町497番地　さくらアパートメントＧ、住民票上の住所埼玉県入間市東町５丁目２番６号
破産者　髙橋　晴子
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３９６号
京都市西京区下津林番条109番地
破産者　菊浦初子こと　黄　　初子
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３９８号
京都府向日市寺戸町南垣内62番地の７
破産者　古市　秀男
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４０７号
京都市伏見区深草泓ノ壺町17番地４　藤和ライブタウン伏見611号室
破産者　伊藤　晃江
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４０８号
京都市右京区太秦樋ノ内町１番地５　エスポワール206号、前住所大阪府交野市倉治８丁目22番31号
破産者　薬師寺桂樹
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４１０号
京都府宇治市羽戸山３丁目１番地の87
破産者　井出　　清
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４３１号
京都市伏見区羽束師鴨川町220番地１　サンパレス鴨川205号
破産者　嶋田　樹也
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４３２号
京都市南区東九条西岩本町17番地の１　岩本市営住宅205号
破産者　藤川　伸二
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４５３号
京都府八幡市八幡舞台34番地の５
破産者　カラオケＢａｒ淑壬こと原國淑壬こと金　　淑壬
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４５４号
京都市南区吉祥院三ノ宮西町88番地３セレーノ祥豊106、開始決定時の住所京都府八幡市八幡舞台34番地の５
破産者　原國　政純
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係